

小浜市議会  
議員定数および議員報酬のあり方に係る  
検討結果報告書

最終答申書

令和5年3月  
議会運営委員会



小浜市議会 議員定数および議員報酬のあり方に係る検討結果報告書  
(最終答申書)

目 次

1	はじめに	・・・	1
2	検討の結果	・・・	2
3	検討の経過	・・・	4
4	検討の概要	・・・	5
	(1) 議員定数のあり方	・・・	5
	ア 議員定数	・・・	5
	イ 常任委員会の数	・・・	5
	ウ 議長の常任委員会への所属	・・・	7
	エ 常任委員会の委員定数	・・・	8
	(2) 議員報酬のあり方	・・・	9
	委員長等の役職加算	・・・	9
	(3) 「議会が見えない」との市民の意見への方策	・・・	13
5	おわりに	・・・	16
	今後も継続して検討を要する課題	・・・	17
	検討の経過一覧	・・・	18
	議会運営委員会の構成	・・・	19



## 1 はじめに

議会運営委員会では、令和3年7月9日付で議長から諮問を受けた「議員定数および議員報酬のあり方」について、約1年8か月の間に35回の委員会を開催し、検討を進めてきた。また、意見交換会を通じて市民の率直な意見を聴き、検討に反映したほか、全議員による政策討論会を4回開催し、議会として合意形成に努めた。

これらの内容を踏まえ、このたび一定の結論に達したので、以下のとおり答申する。

しかしながら、常任委員会の数や議員報酬における委員長等の役職加算の是非、定数・報酬の議論を通して改めて顕在化した「議会が見えない」との市民の意見への方策などについては、来期以降に継続して検討すべき課題であることを確認したものである。

なお、本答申書中、令和4年9月の中間答申において既に答申済みの事項については、その旨を記載した。

## 2 検討の結果

### (1) 議員定数のあり方

#### ア 議員定数

中間答申により答申済み

#### イ 常任委員会の数

三つの常任委員会のうち予算決算常任委員会を除く常任委員会の数について検討した結果、来期前半の2年間は2委員会とし、3年目から3委員会とするかどうかを来期の議会運営委員会で改めて検討してほしいとするものである。

#### ウ 議長の常任委員会への所属

常任委員会の審査においては一人でも多くの意見を聴くことが重要であるため、現行どおり議長も常任委員会に所属することが適当であると判断した。

一方で、一部の委員から「議長は、その中立性確保の観点から常任委員会に所属しないほうがよい」とする意見があったことを、来期の議会運営委員会に申し送ることとする。

#### エ 常任委員会の委員定数

議員定数が1人減の17人となることに伴い、三つの常任委員会の委員定数の検討が必要となった。付託議案の数や、所管に企画部が含まれることなどを勘案し、次のとおり改めることが適当と判断した。これを踏まえ、令和5年第1回3月定例会において小浜市議会委員会条例の一部改正案が提出される予定である。

総務民生常任委員会： 9人(変更なし)

産業教育常任委員会： 8人(9人から1人減)

予算決算常任委員会： 16人(17人から1人減) ※議長を除く

## (2) 議員報酬のあり方

### 委員長等の役職加算

報酬月額については、中間答申において35万円に据え置くこととした。

中間答申以降、委員長等の役職加算の是非について検討を行ったが、役職加算は時期尚早とする意見が一定数あったため、今期において方針を決定することはせず、集約した意見を来期に申し送ることとする。

## (3) 「議会が見えない」との市民の意見への方策

令和4年に開催した議会報告会でも、市民から「議会が見えない」という意見が寄せられた。

当委員会で議員定数と議員報酬の議論を進める中で、「議会が見えない」ということと密接な関わりがあると捉え、「見える」ということの認識を確認し合うため、政策討論会を開いて全議員で自由討議を行った。

その結果、「見える」ということの認識や具体的な方策については合意形成に至らなかったため、来期においても引き続き検討が必要である。

---

## ○小浜市議会の議員定数および議員報酬の変遷

### (1) 議員定数

平成15年4月まで：24人

平成15年5月から平成19年4月まで：21人

平成19年5月から現在まで：18人

令和5年5月から：17人（予定）

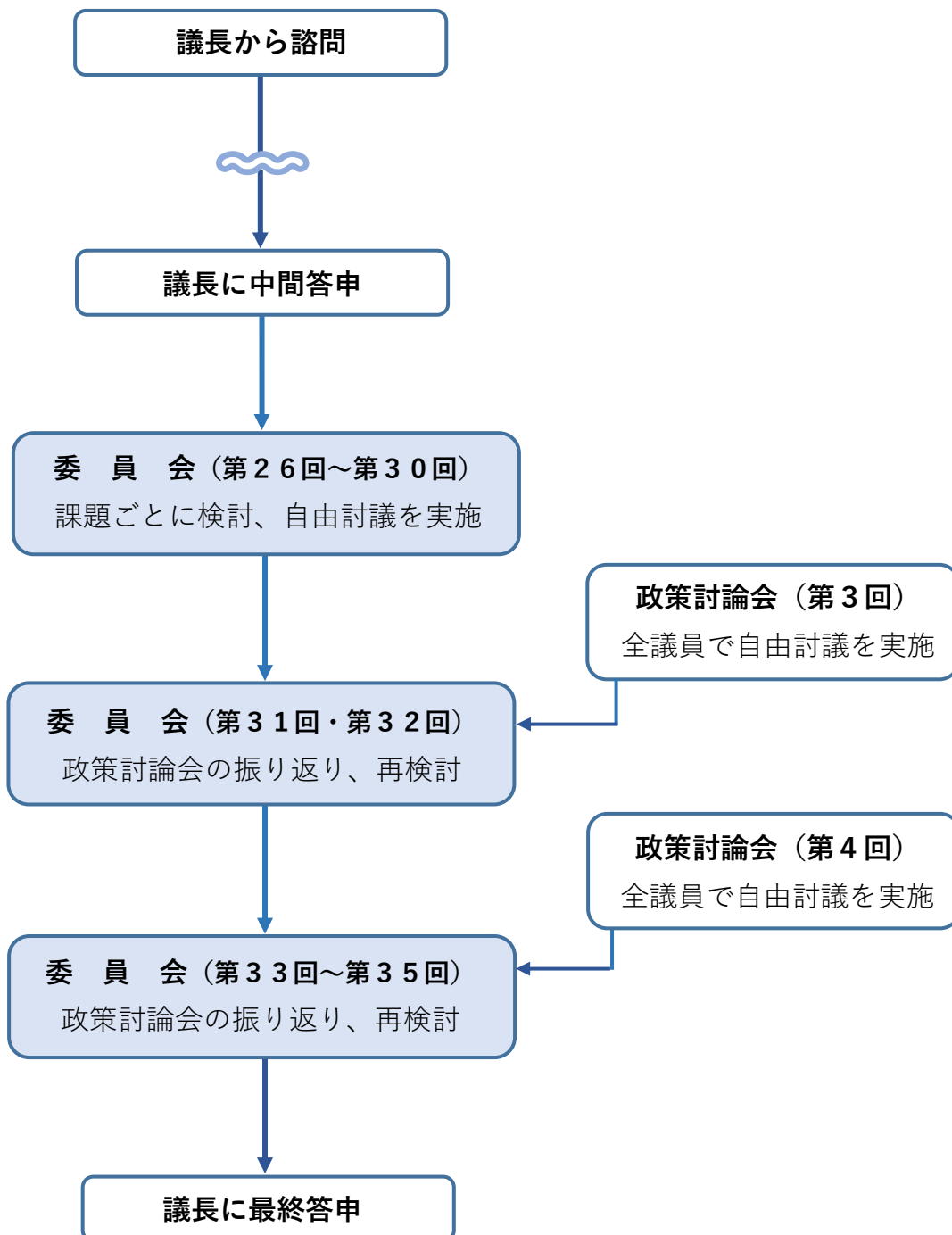
### (2) 議員報酬

平成5年4月から平成6年11月まで：330,000円

平成6年12月から現在まで：350,000円

### 3 検討の経過

中間答申以降の検討は、以下のような流れで進めた。



※中間答申までに25回の委員会と2回の政策討論会、市民との意見交換会を開催した。



## 4 検討の概要

令和3年7月から令和5年3月までの間に35回の委員会を開催し、議員定数のあり方や議員報酬における委員長等の役職加算などについて検討を行ったほか、全議員による政策討論会を4回開催し、議論を深めた。

### (1) 議員定数のあり方

#### ア 議員定数

中間答申により答申済み

1人削減の17人とするとの結論を基に、令和4年第3回9月定例会において「小浜市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」が可決された。これにより、次の一般選挙から議員定数が1名減の17人となる。

#### イ 常任委員会の数

三つの常任委員会のうち予算決算常任委員会を除く常任委員会の数（現行は総務民生・産業教育の二つ）について検討した結果、来期前半の2年間はこれまでどおりの2委員会とし、3年目から3委員会とするかどうかを来期の議会運営委員会で改めて検討してほしいとするものである。

本市議会は委員会中心主義<sup>※</sup>を採っており、この体制における議会機能が低下することのないよう、来期の新人議員数など議会構成を踏まえた上で、最終決定すべきであると考えている。

以上を踏まえ、全議員は来期、3年目から3委員会になるかもしれないという心構えで審査に臨む必要がある。

当委員会の議論では、次のような意見が出された。

---

※ 委員会中心主義とは、本会議での議案などの審議・採決に先立ち、委員会において詳しく専門的に審査を行うことをいう。委員会における審査を重視する観点から、議会機能を十分に発揮できる委員会の体制整備と運営が求められている。

## ■委員会が出された意見

- ・ 3 常任委員会は経験がなく、どこまで突っ込んでやれるか分からないので、来期に再度検討してはどうか。
- ・ 3 常任委員会がよいと思うが、1 委員会当たりの委員が 6 人以下になること、新人議員が多くなった場合の正副委員長の負担、事務局体制の問題など、デメリットをどのように解決するのかについて結論が出ていないので、結論はひとまず先伸ばしにしてはどうか。
- ・ 3 常任委員会ができるとうい。事務局の業務量も増えると思うので、職員の増員を含めた体制の検討も必要。
- ・ 事務局職員の負担も考えて、2 常任委員会のままでよい。
- ・ 一度 3 常任委員会を経験して、これではまずいとなったら 2 常任委員会に戻す。3 常任委員会で深掘りできるじゃないかとなったら、そのまま 3 委員会でやっていくという考え方で進めてはどうか。
- ・ 3 常任委員会にすると 5 人の委員会が出来ることになり、委員長を除いた 4 人で採決するとなると、3 対 1 で可否が決まったり 2 対 2 で委員長が最終決断をしなければならなくなったりする可能性が懸念される。
- ・ 分科会調査ではそこまで票が拮抗することはないと思うが、常任委員会の条例審査では拮抗する場合が出てくるのではないかと。
- ・ 以前、3 常任委員会から 2 常任委員会にしたときの利点について、片方の常任委員会の審査をもう片方の常任委員会の委員が傍聴しやすくなり、議員の資質向上につながると言っていたが、実際に傍聴しているのはごく一部の議員。こうした現状で、3 常任委員会を試すとなったら、相当覚悟して臨まなければならないのではないかと。
- ・ 3 常任委員会でやるべきだ。3 委員会を推す根拠は、やはり所管の範囲。以前 3 委員会から 2 委員会にしたときに、審査の範囲がぐんと広がったため、しっかりと深掘りができない状況になった。深掘りして、議会の資質向上を図る必要がある。傍聴などを通じて、十分な審査ができるよう、体制を強化していかねばならないと思う。
- ・ 結論を急ぐべきではない。傍聴をしっかりとできる体制を考慮すると会期が長くなると思う。

- ・傍聴の体制を考慮することによって会期が延びることは問題ない。通年議会を採用している議会もある。事務局の負担はあるが、会期を延ばすことによって事務量を何とか乗り切る方法もある。

## ウ 議長の常任委員会への所属

常任委員会の審査においては一人でも多くの意見を聴くことが重要であるため、現行どおり議長も常任委員会に所属することが適当であると判断した。

一方で、一部の委員から「議長は、その中立性確保の観点から常任委員会に所属しないほうがよい」とする意見があったことを、来期の議会運営委員会に申し送ることとする。

当委員会の議論では、次のような意見が出された。

### ■委員会で出された意見

- ・所属したほうがよい。一人でも多くの意見を聴き、審査することが重要だと思う。
- ・議長も一人の議員として市民から選ばれているので、その声は反映すべき。
- ・議員も議長もレベルは一緒だとは思いますが、議長は就任までの経験や知識において多少なりとも秀でていているという点から、議長も所属したほうがよいと思う。
- ・議長の中立性確保の観点から、常任委員会には所属しないほうがよい。常任委員会での発言とはいえ、議長の発言は理事者に重く受け止められてしまうときもある。
- ・議員定数が17と奇数になり、議長が最終決断をすることもあるかとは思いますが、私が議員になってから一度もそういうことはなく、そのような拮抗した状態もなかった。議員定数が減ってきている中で、そこまで議長に中立性を求めて、委員会審査という議員としての重大な役割を放棄してまで、議長が常任委員会に属さないというのはちょっとおかしいと思う。

## エ 常任委員会の委員定数

議員定数が1人減の17人となることに伴い、三つの常任委員会の委員定数の検討が必要となった。予算決算常任委員会は1人減の16人（議長を除く全議員）とすることとし、総務民生と産業教育の常任委員会（現行ではともに9人）のどちらを1人減とするのかについて議論を行った。

当委員会での議論および政策討論会を経た結果、総務民生常任委員会は現行のままの9人、産業教育常任委員会は1人減の8人とすることで全議員の合意に至った。

当委員会の議論で出された意見は次のとおりであり、政策討論会においても賛同が得られたものである。

### ■委員会が出された意見

- ・ 人事の件（総務課）のほか、税収（税務課）などの歳入、財源という点で財政課の事業は、全体に関係する部分が多いように思う。
- ・ 条例案や陳情等の中身や量が、産業教育で経験したときに比べて多い。
- ・ 他の常任委員会に属さない事項は総務民生が所管することになっており、条例議案等を見ても産業教育よりも付託件数が多い。
- ・ 経験から、総務民生のほうをより多くの目で審査したほうがよい。
- ・ 民生部はボリュームが多い。審査で突き詰めていくには、人数が多いほうがよい。予算の面でも、民生部は大きな金額が計上されてくる。
- ・ 両委員会とも大事であることに違いはないが、総務民生には企画部も入っており、将来的な方向性に関係するという意味で、少しでも多くの意見を反映できるほうがよい。



委員会での自由討議の様子

## (2) 議員報酬のあり方

### 委員長等の役職加算

さきの中間答申では、「報酬月額については見直しを行わず、委員長等の役職加算について検討すべき」との考えを示していた。

中間答申以降の当委員会における協議では、委員長および副委員長の業務量の増加や役職としての負担を勘案し、加算に賛成する意見が大勢を占めた一方で、一部の委員からは「議会が市民に見えるようにすることが先決であり、このタイミングでの役職加算は適切ではない」とする慎重意見が出された。この意見を受けて、報酬に関しては議員全員の納得を得た上で進めるべきであるとの認識で一致したものである。

そこで、政策討論会を開催し、全議員の意見を聴いたところ、役職加算は時期尚早とする意見が一定数あったため、今期において方針を決定することはせず、集約した意見を来期に申し送ることとする。

なお、議員報酬を改める場合は、小浜市議会基本条例の規定により意見交換会や議会報告会を通じて市民の意見を聴く必要があるほか、市の特別職報酬等審議会を経ることとなる。

当委員会の議論では、次のような意見が出された。

### ■委員会で出された意見

#### 【役職加算に賛成の意見】

- ・委員長がかなりオーバーワークになっているのは事実。
- ・役職加算の趣旨は、委員長にインセンティブを付与して、意欲を高めること。定数を減らすことにより議会力<sup>※</sup>が落ちる。議会力を低下させないためにも、できるだけ早く加算したほうがよい。
- ・常任委員長は本会議での委員長報告を作成しているほか、深掘りの作業によって仕事量がますます増加している。

---

※ 議会力とは、地方自治法に規定されている議会の権限を適切に行使し、執行機関の監視機能や政策立案（政策提言）機能などを発揮する力を指して、このように呼んでいる。

- ・委員長は、委員会を開くたびに打ち合わせや取りまとめを行うなど大変な仕事をしている。
- ・所管事務調査の実施に伴い、常任委員長と副委員長の負担が大きくなっており、特に委員長に就くには相当な覚悟が要ることから、それなりの金額の加算が必要だと思う。
- ・役職加算は、常任委員会に限らず、広報委員会も議会運営委員会も全ての委員会を対象にすべきだ。
- ・報酬に関しては、議員全員が納得した形で進めるべきだ。
- ・今まで手当がついていなかったことのほうが不思議なくらいである。政策討論会を開いて、全議員の意見を聴いてはどうか。
- ・議員によって議員報酬の捉え方が違うように思う。委員長の苦勞について、全議員が納得することは非常に重要。
- ・「報酬を上げるのは議会が市民から信任を受けてからでないと駄目だ」「役職加算もそうだ」と言うのなら、大本の報酬月額はこれでもいいのか。場合によっては下げなければならないんじゃないかという議論をもう一度すべき。

#### 【役職加算に慎重な意見】

- ・定数を1人減らしただけでは、「議会が見えない」という市民の意見や議員の資質の問題の解決にはなっていない。議会が市民に見えるように何らかの成果を示し、市民側との理解の溝を埋めることが先決。今のタイミングでの役職加算は適切ではないと思う。
- ・市民は、議員の仕事の差異については多分理解していない。そうすると、役職加算が要るかどうかも分からない。委員長等の仕事も、報酬月額35万円の中ですべき仕事として捉えているのではないか。その上に更に役職加算することをどう捉えるだろうか。

令和5年1月24日に政策討論会を開催。「委員長等の役職加算の是非」というテーマを超えて、「議員の仕事とは何か」「地方議会に求められる仕事とは何か」という根幹に迫る自由闊達な議論が行われた。討論会では、次のような意見が出された。

## ■政策討論会で出された意見

- ・役職加算には反対。議会の中の仕事だけが議員の仕事ではない。委員長になると忙しく、委員長ではないから忙しくないというわけではないと思う。委員長は審議会に出て発言する機会が与えられ、報酬をもらっていることも考慮しなければならないのでは。
- ・審議会は、行政の附属機関。審議会への出席は議会活動ではない。
- ・地方自治法で決められている議員の仕事は、議会での仕事。あくまでも議員の活動の場所は議会の中だという認識を持ってもらいたい。委員長は審議会に参加する機会が多いため、当然審議会委員としての報酬についても検討の課題に上がってくると思う。それを全く無視した形で進める考えはない。
- ・議会の中の活動はもちろんだが、議員は選挙で選ばれた市民の代表なので、市民の中に入って意見を聴いたり活動したりすることも議会の中での活動と同様の役割だと思う。
- ・北海道栗山町議会の基本条例制定時の議会事務局長は、「議会は組織であり合議体であるから、スポーツで言えばサッカーのチームだ。そのチームの中でゴルフをしている議員がいるが、それはとんでもない話だ」と言っている。合議体の議会の中での活動がいかに重要か。そうしなければ、議会は行政と対峙（たいじ）することができない。
- ・委員長の仕事だけでなく、行政の状況変化に伴い、議員の仕事量が以前よりも増えている。役職は1人が担うのではなく、2年に1度変わるのだから、全員がその負担を担うということで役職加算は35万円の報酬月額に含まれ、年度ごとに役職を分担する形にしているのではないか。役職加算よりも報酬月額を少し上げるほうが、全員で公平に活動の責任を分担する形になるのではないかと思う。ただ、審議会に出席する機会は委員長が多く、限られた時間の中で議員活動を行うほか、審議会にも出席するため、委員長の仕事が非常に負担になってくるのも事実。役職を平等に担うことを前提に、僅かでも加算してもよいのではないかとも思う。

- ・月額報酬に役職加算が含まれているという考え方は理解できない。議長と副議長には加算しているが、委員長にはしていない。議長と副議長の加算について地方自治法の定めはないが、自治体の判断で加算を行い、委員長等にも加算を広げ、常任委員長では全市の約4分の1が加算している。
- ・役職加算は、議会改革、見える化と一体で考えるべきだと思う。
- ・見えない議会であって、市民の信託に応えられていないのなら、報酬月額を下げたらよいという認識を持っている。
- ・今は役職加算すべきでない。議会改革を優先すべき。その上で、市民の納得を得ていく中で、役職加算も可能ではないかと思う。委員長等の役職にだけ加算するのか、報酬月額を上げるのかということも含めて議論したい。
- ・審議会に委員長が出なければいけないのかというと、そうではない。全員が市民から選ばれているのだから、皆に割り当てればよい。役職加算がなくても35万円で仕事はできると思う。市民から「議会が見えない」と言われている中、現時点での役職加算は時期尚早である。
- ・役職加算は必要。所管事務調査を実施し、提案・提言までしている。委員長の仕事を見ていけば、当然必要だと思う。
- ・市民は、自分たちの意見が行政に反映されていないと言っている。現時点では役職加算に賛成できない。
- ・報酬月額を上げるべきだと思うが、市民の理解は得られないと思う。



政策討論会での自由討議の様子



### (3) 「議会が見えない」との市民の意見への方策

さきの中間答申では、市民に議会への関心を持ってもらうための方策等について、継続して検討を要する課題に位置づけた。

そうした中、委員長等の役職加算の議論において、「市民に議会を見えるようにすることが先決」という慎重意見が出されたことから、「議会が見えない」をテーマに政策討論会を開き、全議員で自由討議を行った。

その結果、「見える」ということの認識や具体的な方策について、合意形成には至らなかった。

当委員会の議論では、次のような意見が出された。

#### ■委員会で出された意見

- ・「議会が見えない」と言うが、「見える」とはどういうことを指すのか。政策討論会で議論し、認識を明確にしたほうがよい。
- ・議会の仕事とは何かを市民が理解していないだけでなく、我々議員もどこまで理解できているだろうか。議会が市民に何を見せるべきか、皆で議論したい。
- ・議会改革として、市民に信頼される、市民から見える議会を目指して、どのようなシステムを作り上げるのか分からないが、非常に難しいと思う。議会全体がしっかりまとまらない限り議会改革は進まない。議会全体が動いていくということがいかに難しいかという認識を持ってもらいたい。
- ・役職加算は、議会の活力を維持していくために必要。素直な気持ちで「委員長さん、ご苦労様」というような感覚。これは、議会の中で認識を共有できるのではないか。
- ・報酬月額については、現時点では据え置くとしているが、これに関しても市民との意見交換が必要ではないかと思う。

令和5年2月9日に政策討論会を開催したところ、15ページの表のような意見が出された。

表に記載したとおり、市民意見に対する捉え方は議員によって様々であるが、出された意見を基に分析したところ、市民の意見「議会が見えない」の背景には「そもそも議会への関心が低く、見たいと思われていない」「議会への関心はあるが、見えない」の大きく二つの視点が存在しているように見受けられる。

このことを踏まえ、今後の議会活動においては、市民に二つの視点があることを念頭に置いて、あらゆる取組みを進める必要があるのではないかと考える。

「議会が見えない」の捉え方と今後の方策（令和5年1月24日政策討論会意見要旨）

市民意見の捉え方					今後の方策		
テーマ	区分1	区分2	政策討論会で出された意見	意見まとめ	政策討論会で出された意見	意見まとめ	
議会が見えない	議会（活動）	見たいと思っていない（関心が低い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問だけは興味があるような感じだが、それ以外の市長提案やそれに対する質疑・採決には興味を持っていない</li> <li>市民の期待に応えるよう活動しているが、議会に触れる機会のない方や話をしても届いていない方は、「見えない」という捉え方をするかもしれない</li> <li>行政と比べて議会は市民と直接関わる機会が少なく、議決機関の役割について理解を得られていない</li> <li>市民参加、情報公開などについては、基本条例に規定するなど、以前に比べて進歩している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○そもそも関心がない</li> <li>○議会と協働する機会がない（接点がない）</li> <li>○議会の仕組み・制度・存在意義が分かりづらい</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会を見せる努力と資質の向上が必要。「議会に関心を持ってもらうために何をすべきか、議会へ足を運んでもらうためにどうすべきかを議論し実践していかなければならない」とした中間答申の内容に取り組んでいかなければならない</li> <li>行政は、市民と直接関わる機会があるので理解されやすい。議員もそれぞれ市民と関わってはいるが、議決機関の活動内容を理解してもらうのは難しい。市民に議会へ足を運んでもらい、傍聴してもらえれば、議会や一人一人の議員が市政に対してどのような姿勢で臨んでいるのかということがよく分かると思う。それをしてもらえないと、我々の力不足かもしれないが、見える化・見えた議会というのは、経験から言うと、思っているほど簡単なものではない</li> <li>見えるようにするには、議会が今までの形ではなく柔軟に市民に寄り添う姿勢が必要</li> <li>例えば「本会議での質疑等を増やす」「市長等に政策提案の考え方を問いただすなどの活動を充実させると、活発に活動していると市民に受け止めてもらえるのではないかと感じる</li> <li>議会だよりについて、市民にオブザーバーのような立場で参加していただきながら、広報を工夫していくことが重要</li> <li>議会活動を報道機関に取り上げてもらうことも一法。そのためには、合議の過程において活発な議論を行うことが大事</li> <li>更に市民と対話する時間が必要</li> <li>議会として市民理解を進める活動をしていくのか。あるいは個々の議員がそうした活動をしていくのかという議論も重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○意見交換会の活発化</li> <li>○広報・広聴活動の活発化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより編集における市民との協働</li> <li>・積極的なプレスリリースなど</li> </ul> </li> <li>○議会・議員の資質の向上</li> </ul>
		見たい関心が高い（関心が高い）	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の活動が伝わっていない。（議会を見たくても、傍聴できる会議等の日程が開示されていない）</li> <li>会議等の日程等の情報開示が不十分という意見は、そのとおりである</li> <li>議会活動を理解してほしいが、市民には伝わっていない</li> <li>市民は、課題と感じていることを吸い上げてもらえていないと感じている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いつどのような会議が開催されているかの情報を得ることができない</li> <li>○傍聴に行かないと会議の内容を知ることができない</li> <li>○議会の活動の成果が分からない</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に情報を発信していない。議会のホームページ等で発信し、議会がどのような動きをしているのかが見えるような体制が必要</li> <li>（傍聴のみで市民の関心を測るのではなく）意見交換会や政策討論会などをデジタル配信すれば、関心はあるものの傍聴に来ることができない市民も見ることができるようになり、議会活動や意見が市民に伝わる</li> <li>デジタル配信については、他議会での視聴実績が振るわなかった事例も聞く。技術的にも難しい部分がある</li> <li>今後多くの市民に傍聴してもらえるような機会・体制をつくらないといけない。議会運営委員会でしっかり話し合い、広報委員会に伝える</li> <li>議会としてだけでなく、各議員が市民に議会活動を伝えることも重要</li> <li>市民の声を吸い上げ、行政の政策に対する違和感や意識のずれに関して議会から提案・提言などし、その活動を見えるようにしていくことが非常に重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホームページの充実（会議等の日程等情報開示など）</li> <li>○会議等のデジタル配信の検討</li> <li>○政策立案機能の充実、活動の成果の広報</li> </ul>
	議員（活動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個々の議員の活動が見えないのではないか</li> </ul>		⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各議員が努力</li> </ul>		

※「議会が見えない」の議論においては、まず議員が議会の役割の認識をしっかりとっていないといけない

## 5 おわりに

小浜市議会ではこれまで、委員会の公開や議会基本条例の検証・見直しをはじめとする様々な議会改革に積極的に取り組んできた。

振り返れば、新型コロナウイルス感染症に翻弄（ほんろう）された3年余り。議会活動や議員活動が制限を余儀なくされる中でも、所管事務調査の活発化による政策提言機能の強化のほか、議会だよりやホームページを通じた情報提供の充実に努めた。

しかしながら、今回の議員定数・議員報酬のあり方協議の過程では、市民の求める議会あるいは議員像と現状との間に大きな隔たりがあることが改めて浮き彫りになった。

そこで、中間答申以降、「議会が見えない」の捉え方とその方策について議会運営委員会のみならず議員全員で議論を深め、前述のような一定の結論を出すとともに、広く市民に議会の仕組みや役割を知ってもらう必要性を確認したところである。

本市議会における議員定数は現在18人であるが、令和5年4月に予定されている統一地方選挙から1人削減し17人となる。議員数が減ることにより議会力が低下することのないよう、議会機能の更なる強化に向けた取組みが必要である。

また、将来の予測が困難な激動の時代にあって、政治や経済が大きく変動する中、市民の生活や意識の変化に即して対応していくための資質やリーダーシップが求められており、地方議会の役割がますます重要になっていることは言うまでもない。

さらに、議会改革は、ゴールのない永遠の課題である。議員は4年ごとの選挙のたびに入れ替わるが、議会・議員の活動の指針を定めた小浜市議会基本条例を適宜見直し、全議員が常に「市民のために」との高い志を持って活動に取り組まねばならない。

今後も引き続き議会活動ならびに議員活動の見える化や、市民に議会への関心を持ってもらうための取組みを推進し、市民とともに歩む開かれた議会を実現するため、たゆまぬ努力を積み重ねていくことを肝に銘じ、議会運営委員会の最終答申とする。

## ■今後も継続して検討を要する課題

前述したように、常任委員会の数や議員報酬における委員長等の役職加算の是非、「議会が見えない」との市民の意見への方策については、適切な時期に再度検討すべきである。

加えて、「議会が見えない」の議論を通して、議員によって議会改革の概念の捉え方に差異があることが明らかになったと考える。本市議会として、どのような改革を目指すのかについても、検討が必要である。

## ○検討の経過一覧（中間答申以降）

中間答申までに25回の委員会と2回の政策討論会、市民との意見交換会を開催した。（中間答申：令和4年9月29日（木））

中間答申以降、10回の委員会と2回の政策討論会を開催した。

開催期日	協議事項など
第26回委員会 令和4年10月17日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 常任委員会の数について</li> <li>■ 議長の常任委員会への所属について</li> </ul> 自由討議を実施
第27回委員会 令和4年10月28日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 常任委員会の数について</li> <li>■ 議長の常任委員会への所属について</li> <li>■ 委員長等の役職加算について</li> </ul> 自由討議を実施
第28回委員会 令和4年11月11日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 常任委員会の委員定数について</li> <li>■ 委員長等の役職加算について</li> </ul> 自由討議を実施
第29回委員会 令和4年12月9日（金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委員長等の役職加算について</li> </ul> 自由討議を実施
第30回委員会 令和5年1月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委員長等の役職加算について</li> </ul> 自由討議を実施
政策討論会（第3回） 令和5年1月24日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 委員長等の役職加算について</li> </ul> 全議員で自由討議を実施
第31回委員会 令和5年1月30日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政策討論会の振り返りにについて</li> <li>■ 委員長等の役職加算について</li> </ul> 政策討論会で出された意見の確認を行った後、自由討議を実施
第32回委員会 令和5年2月6日（月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 委員長等の役職加算について</li> <li>■ 常任委員会の委員定数について</li> </ul> 自由討議を実施
政策討論会（第4回） 令和5年2月9日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 常任委員会の委員定数について</li> </ul> 全議員で自由討議を実施

開催期日	協議事項など
<b>第33回委員会</b> 令和5年 2月13日（月）	<b>■政策討論会の振り返りについて</b> <b>■常任委員会の委員定数について</b> 政策討論会で出された意見の確認を行った後、自由討議を実施
<b>第34回委員会</b> 令和5年 3月 2日（木）	<b>■議員定数および議員報酬のあり方に係る最終答申案について</b> 議長への最終答申書案の検討を実施
<b>第35回委員会</b> 令和5年 3月 7日（火）	<b>■議員定数および議員報酬のあり方に係る最終答申案について</b> 議長への最終答申書案の最終確認を実施

#### ○議会運営委員会の構成

委員長 今井 伸治

副委員長 富永 芳夫

委員 下中 雅之 牧岡 輝雄 川代 雅和 杉本 和範

オブザーバー 小澤 長純（議長） 竹本 雅之（副議長）